

港湾運送事業者に対する行政指導について

令和8年4月6日

九州運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政指導を行った。

事業者				違反事項		行政指導事項		備考
港湾名	氏名又は名称	住所	事業の種類	違反項目	該当条項	行政指導の種類	行政指導年月日	
関門港	三井倉庫九州(株)	北九州市門司区太刀浦海岸19第一コンテナターミナル管理棟内	一般港湾運送事業	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和8年3月25日	
佐世保港	佐世保海運(株)	佐世保市干尽町無番地	港湾荷役事業(船内/沿岸)	事業計画に定める業務の確保違反	第17条の2第1項	文書警告	令和8年3月25日	
佐伯港	(株)ジェネック	佐伯市大字海崎3561番地の1	一般港湾運送事業(条件付き)	運賃及び料金の届出違反	第9条第1項	文書警告	令和8年3月25日	
鹿児島港	共同組海運(株)	鹿児島市谷山港1丁目16番地	港湾荷役事業	運賃及び料金の届出違反 事業計画に定める業務の確保違反	法第9条第1項 法第17条の2第1項	文書警告	令和8年3月25日	